

社会福祉法人草加市社会福祉協議会臨時職員募集要項

1 職種及び資格

Ⅰ. 募集職種		Ⅱ. 学歴・資格等	Ⅲ. 年齢要件
臨時職員	臨時放課後児童支援員 登録放課後児童支援員	高等学校以上を卒業した者	昭和28年 4月2日以降に 生まれた方

次に該当する方は応募できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

2 採用予定人数 若干名

3 試 験  
書類審査

4 合格発表 合否を問わず、応募者全員に文書で通知します。

5 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は、自己負担とします。ただし、6か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しをもって代えることができます。

6 受付期間

随時（午前9時から午後5時まで）※土曜日・日曜日及び祝日を除く

7 受付場所

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 児童健全育成課

所在地：埼玉県草加市氷川町2151番地11

電話番号：048-924-8722

8 受付時に必要な書類

1	採用試験申込書	1通
2	資格証明書等の写し（保育士・教諭資格をお持ちの方）	各1通

9 その他

応募書類の返却はいたしません。また、申込結果に対する問い合わせには応じかねますのでご承知おきください。

[問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 児童健全育成課

電 話 048-924-8722

## 採用試験から採用までの結果と採用後の待遇について

### 1 試験から採用までの経過について

試験に合格すると、健康診断を受けていただき、その結果により採用が決定（内定）します。

### 2 勤務先名称・勤務場所

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 市内各児童クラブ

### 3 勤務時間

毎週月曜日から土曜日までのうち、1週間につき35時間以内とし、1日につき7時間以内の勤務時間となっています。

原則として休日は、日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務の都合上、変則勤務となる場合があります。その際には、調整して週休2日制の体制を採っています。

なお、勤務時間につきましては、次の勤務時間の中で、調整によりシフト管理することとなります。

#### ① 通常保育日

勤務日	勤務時間	休憩時間
平日	午後2時から午後7時まで	正午から60分
土曜日	午前8時から午後6時まで	

#### ② 特別保育日及び臨時保育日（春・夏・冬休み、臨時休校日など）

勤務日	勤務時間	休憩時間
平日	午前8時から午後7時まで	正午から60分
土曜日	午前8時から午後6時まで	

#### 4 給与等について

本会放課後児童健全育成事業臨時職員等の雇用等に関する要綱の規定により、支給されます。

##### (1) 時給（採用時）※昇給あり

資格なし	資格あり
920円	940円

賃金締切日：月末締め、毎月21日支給（翌月支給）

##### (2) 各種手当

通勤手当（※）、時間外勤務手当が支給されます。

##### ※通勤手当

通勤手当	交通手段	支給内容
	電車などの交通機関	実費
	自転車など	距離に応じた金額

#### 5 加入保険等

労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）

※勤務実態に合わせて加入手続きをとることとなります。

#### 6 休暇制度

・年次有給休暇：労働基準法の定めるところにより付与され、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。

・特別休暇（夏季休暇）